

国官総第805号  
平成20年3月31日

気象庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

### 平成20年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成20年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

#### ・気象庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。気象庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

#### ・気象庁が達成すべき目標

##### 1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

##### [具体的な目標]

- ・地震観測点の増設により、伊豆諸島及び南西諸島の周辺海域で発生する地震に対する緊急地震速報について、震度の予想精度の向上及び数秒から10秒程度の発表の迅速化を図るとともに、観測点補正の導入により全国の地震に対する震度の予想精度の向上を図る。
- ・突風等による災害の軽減に資するため、必要な技術開発を進め、平成22年度までに突風等短時間予測情報の発表を開始する。

平成20年度は利用者を交えた検討会で格子点形式の情報の利活用について検討する。

- ・観光振興等を推進するため、国際チャーター便が多く離着陸する地方空港に対して飛行場予報を発表する。

平成20年度には5空港（釧路、帯広、女満別、出雲、石垣）で発表を開始する。

- ・日本をはじめ世界での異常気象発生の見通しをこれまでよりの確に予測するため、これまでのエルニーニョ監視海域での海洋変動の監視・予測情報に加えて、新たに太平洋西部・インド洋の熱帯域も対象とした海洋変動監視・予測情報の提供を平成21年度から開始する。

平成20年度は、新たな監視海域を決定するための調査及び海面水温予測手法の改善などを行う。

- ・東海地震の監視能力向上及び東南海域の地震活動の把握のため、新たにケーブル式海底地震計を平成20年度までに整備する。

平成20年度は海底ケーブルの敷設・接続および陸上機器の設置・調整を行い、ケーブル式海底地震計システムの運用を開始する。

- ・火山防災マップ等に基づいた避難等の防災対応の判断をより行いやすくするため、噴火警戒レベルを付加した分かりやすい噴火警報を発表する火山数を平成20年度までに25とする。

- ・最大瞬間風速などの観測内容の充実、観測データの安定的な提供を実現するため、新型アメダス気象計等の整備をする。

平成20年度は、平成19年度に既に最大瞬間風速を提供しているアメダス観測所に加え、全国で800箇所以上のアメダス観測所において、最大瞬間風速を提供する。

## 2．気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術を導入し、気象の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発を計画的に推進する。

### [具体的な目標]

- ・地球全体の大気を対象とした数値予報モデルの2日後の予測誤差（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差、北半球を対象）を、平成22年末までに平成17年（実績値18.3m）に比べ約20%改善する（目標値15m）。

平成20年度は新たな衛星データの取り込みを進めるとともに、物理過程の改良による精度向上を図る。

## 3．気象業務に関する国際協力の推進について

国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。

### [具体的な目標]

- ・アジア太平洋気候センターとして、アジア関係国の季節予報に活用できるプロダクトの拡充を図るなど、センターのウェブサイトの改修を行うとともに、アジア関係国に対して気候モデルの利用向上に資する技術指導を行うことにより、ウェブサイトへ

のアクセス数について前年度と比較して10%（約6万件）以上の増加を図る。

#### 4．気象情報の利用促進等について

気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

##### [具体的な目標]

- ・民間の気象事業者等が利用可能な1日当たりの気象情報の量を9 GB（新聞紙にして約36万ページに相当）以上にする。

また、気象情報の適切な利用を支援するため、新たに20種類以上の技術資料を提供する。